

高知県スポーツ少年団設置規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、公益財団法人高知県体育協会（以下「本会」という。）定款第41条の規定に基づいて設置された高知県スポーツ少年団に関することを定める。

第2条 高知県スポーツ少年団（Kochi Junior Sports-Clubs Association：略称K・J・S・A）は、県内の登録したスポーツ少年団を代表する組織体とする。

2. 高知県スポーツ少年団は、市町村の設ける市町村スポーツ少年団をもって構成する。

第2章 目 的

第3条 高知県スポーツ少年団は、本会の目的に従い、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

第3章 事 業

第4条 高知県スポーツ少年団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 育成計画の策定に関する事
- (2) 活動の普及指導に関する事
- (3) 指導者及びリーダーの育成と活用に関する事
- (4) 県内行事の開催、県外及び国際交流行事への参加に関する事
- (5) 顕彰に関する事
- (6) 関係団体との連携に関する事
- (7) その他目的達成に必要な事業に関する事

第5条 高知県スポーツ少年団は、前条の事業及び予算・決算に関しては、本会理事会の決議に基づき実施する。

第4章 登 録

第6条 高知県スポーツ少年団への加入は、登録をもって行う。

2. 登録に関しては、日本スポーツ少年団登録規程と同登録規程施行細則に従うものとする。ただし、高知県スポーツ少年団常任委員会（以下「常任委員会」という。）の決議を経て別に定めることができる。

第5章 役 員

第7条 高知県スポーツ少年団に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 3名以内
- (3) 常任委員 10名以上20名以内
- (4) 代表委員 40名以内

第8条 本部長は、役員総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

2. 本部長は、高知県スポーツ少年団を代表し、業務を統括する。
3. 本部長は、高知県スポーツ少年団の重要な決議事項について、会長に報告しなければならない。

第9条 副本部長は、役員総会でこれを推挙し本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

2. 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、常任委員会において、あらかじめ定めた順序により副本部長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

第10条 常任委員は、第2条第1項に規定する市町村スポーツ少年団から推挙された者（高知市は3名、他の市町村は1名）のうちから、役員総会で選出し、本部長が委嘱する。

2. 前項のほか本部長は、役員総会に諮って本会理事又は学識経験者のうちから常任委員を委嘱することができる。

ただし、本部長推挙は役員総会で選出された委員数を超えないものとする。

3. 常任委員は、本部長又は副本部長を補佐し、高知県スポーツ少年団の業務を執行する。

第11条 代表委員は、第2条第1項に規定する市町村スポーツ少年団から推挙された者（高知市は3名、他の市町村は1名）とする。

2. 代表委員は、役員総会に出席し、この規定に定めるもののほか、高知県スポーツ少年団の事業に関し研究・協議する

第12条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する役員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。

ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。

- 3 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第13条 役員が、次のいずれかに該当するときは、常任委員会に諮って本会理事会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき

第14条 役員が、その職務の遂行にあたって負担する費用又は負担した費用についてはこれの一部を請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

ただし、役員総会及び常任委員会における、役員が負担する費用は支払わないものとする。

第6章 名誉本部長及び顧問

第15条 本部長は、役員総会に諮って、高知県スポーツ少年団の事業に顕著な貢献をした者を名誉本部長及び顧問に推挙することができる。

第16条 名誉本部長及び顧問は、本部長の諮問に応え、本部長に対し、意見を述べることができる。

第7章 会議

第17条 役員総会（以下「総会」という。）は、第7条に規定するすべての役員をもって構成し、高知県スポーツ少年団の事業計画、予算、事業報告、決算そのほか業務に関する重要事項で本部長の付議した事項を決議する。

2. 総会は、毎年2回開催し、本部長がこれを招集し、その議長となる。
3. 前項のほか常任委員会が必要と認めたとき、又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。

第18条 総会は構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。

2. 構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は、その所属する市町村スポーツ少年団の役員に委任することができる。この場合委任した構成員は、出席したものとみなす。

第19条 総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

第20条 常任委員会は、本部長、副本部長、常任委員をもって構成し、高知県スポーツ少年団の業務を決議し、執行する。

2. 常任委員会は、必要に応じて開催し、本部長がこれを招集して議長となる。
3. 常任委員会は、構成員の2分の1以上出席しなければ開会することができない。
4. 常任委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。
5. 構成員が常任委員会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合委任した構成員は、出席したものとみなす。

第8章 専門部会

第21条 高知県スポーツ少年団に次の専門部会を置く。

- (1) 総務企画部会
- (2) 指導育成部会
- (3) 交流・組織整備部会

2. 前項のほか常任委員会の議決を経て必要な専門部会を設けることができる。
3. 専門部会は、専門事項について審議し、常任委員会に意見を具申する。
4. 専門部会について必要な事項は、常任委員会の決議を経て別に定める。

第9章 指導者協議会

第22条 高知県スポーツ少年団に、指導者の資質、指導力向上のため指導者協議会を置く。

- 2 指導者協議会については、常任委員会の決議を経て別に定める。

第10章 リーダー会

第23条 高知県スポーツ少年団に、将来の指導者の確保と養成を図るためリーダー会を置く。

第11章 会 計

第24条 高知県スポーツ少年団の予算は、各種補助金・助成金、寄附金及び登録料等をもって支弁し、本会の定款の定めるところにより処理する。

第12章 事務局

第25条 高知県スポーツ少年団の事務は、本会事務局において処理する。

第13章 規程の変更

第26条 この規程は、常任委員会及び役員総会において3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則 この規程は、昭和52年6月4日から施行する。
この規程の施行と同時に旧規程を廃止する。

附 則 この規程は昭和59年4月1日から施行する。

附 則 この規程は平成5年6月14日から施行する。

附 則 この規程は平成6年6月11日から施行する。

附 則 この規程は平成8年11月1日から施行する。

附 則 この規程は平成9年3月22日から施行する。

附 則 この規程は平成13年7月16日から施行する。

附 則 この規程は平成16年7月21日から施行する。

附 則 この規程は平成18年3月18日から施行する。

附 則 この規程は平成23年6月4日から施行する。

附 則 この規程は、公益財団法人高知県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。